

たき火や草焼き、 ごみの焼却による**火災**を防ぎましょう！

たき火やごみの焼却等で火災となった経過を見ると、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため延焼拡大したり、風に煽られて火の粉が周囲の枯れ草等に燃え移ったり、消火が不十分であったため再び燃えだして火災となったものが多くなっています。



野焼きは法律で禁止されています！！

野外でごみを燃やす行為は、法律で禁止されているのをご存じですか？廃棄物の処理および清掃に関する法律により、原則として廃棄物の焼却は禁止されています。農業を行うための稲わらの焼却など、例外的に認められている場合もあります。(詳しくはお住まいの市役所、町役場にお問い合わせ下さい。)

しかし、「煙たいので窓が開けられない」「洗濯物ににおいがつく」「体調の悪い人がいるので困る」など、焼却による煙や悪臭、灰の飛散などにより、119番通報をされる方が増えております。近隣住民の方々の迷惑になる場合は、絶対に行わないでください。



消防署への届出について

東近江行政組合火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」は、事前に消防署への届出が必要です。(電話等により口頭で届け出ることもできます。)

しかし、この届出は事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、この届出を受理することにより他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

気象状況等により、危険と判断される場合や、煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合など、火災予防上必要と認められる場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。



東近江消防 公式SNS
いいね・フォロー お願いします！

東近江行政組合消防本部 予防課 0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119

